

Ⅱ 區 画 漁 業 權

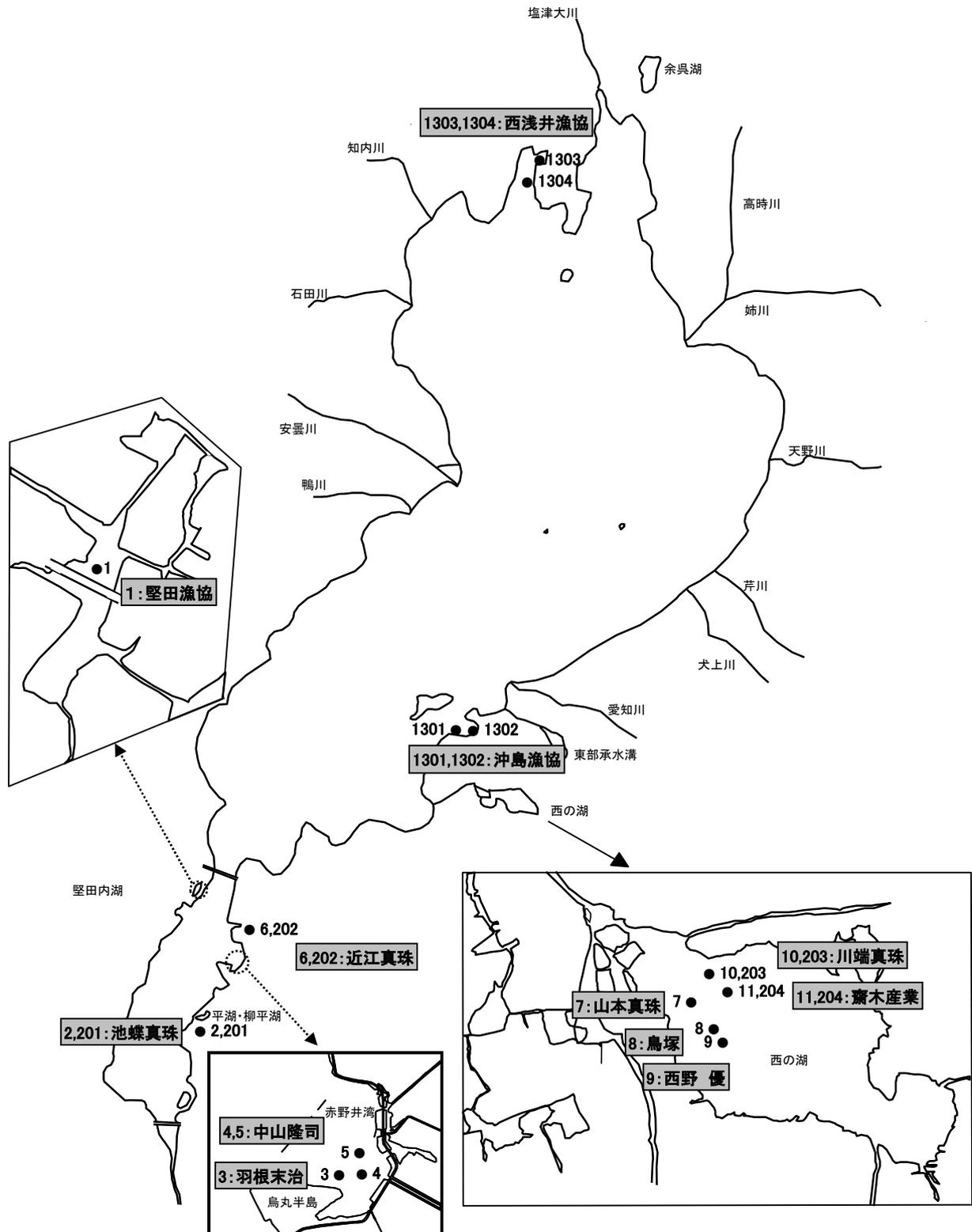
1. 第一種區画漁業

(1) 真珠養殖業

(2) 簡易垂下式真珠母貝養殖業

(3) 小割式魚類養殖業

図-5 琵琶湖海区 第一種区画漁業（小割式魚類養殖業・真珠養殖業・真珠母貝養殖業）



1. 第一種区画漁業

(1) 真珠養殖業

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区第1号	大津市本堅田、今堅田地先(堅田内湖)	<p>大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路 3.4.51 号堅田駅前線、同 3.4.53 号今堅田真野線、同 3.4.1 号浜大津和邇線と重複する区域は除く。</p> <p>除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>(ア)北緯 35 度 06 分 56.3 秒東経 135 度 55 分 16.2 秒 (イ)北緯 35 度 06 分 56.2 秒東経 135 度 55 分 16.6 秒 (ウ)北緯 35 度 06 分 55.9 秒東経 135 度 55 分 16.6 秒 (エ)北緯 35 度 06 分 55.8 秒東経 135 度 55 分 16.1 秒 (オ)北緯 35 度 06 分 56.7 秒東経 135 度 55 分 15.4 秒 (カ)北緯 35 度 06 分 55.9 秒東経 135 度 55 分 15.7 秒 (キ)北緯 35 度 06 分 55.7 秒東経 135 度 55 分 15.7 秒 (ク)北緯 35 度 06 分 54.6 秒東経 135 度 55 分 15.6 秒 (ケ)北緯 35 度 06 分 54.6 秒東経 135 度 55 分 15.4 秒 (コ)北緯 35 度 06 分 54.7 秒東経 135 度 55 分 15.0 秒 (サ)北緯 35 度 06 分 55.0 秒東経 135 度 55 分 14.4 秒 (シ)北緯 35 度 06 分 55.5 秒東経 135 度 55 分 13.2 秒 (ス)北緯 35 度 06 分 55.6 秒東経 135 度 55 分 13.2 秒 (セ)北緯 35 度 06 分 56.6 秒東経 135 度 55 分 13.9 秒 (ソ)北緯 35 度 06 分 56.1 秒東経 135 度 55 分 15.0 秒</p>	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	堅田漁業協同組合	大津市本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目	<p>漁場の使用面積は 19,000 m²以内とすること。</p> <p>漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。</p>

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区第2号	草津市志那町地先(平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	池蝶真珠有限公司	草津市志那町	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
区第3号	守山市山賀町地先(赤野井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度04分34.5秒東経135度56分33.1秒 (イ)北緯35度04分32.6秒東経135度56分31.3秒 (ウ)北緯35度04分34.5秒東経135度56分28.2秒 (エ)北緯35度04分36.4秒東経135度56分29.9秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	羽根末治	守山市杉江町、山賀町、草津市下物町	—

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区第4号	守山市山賀町地先 (赤野井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度04分34.9秒東経135度56分43.7秒 (イ)北緯35度04分32.2秒東経135度56分41.4秒 (ウ)北緯35度04分35.1秒東経135度56分36.6秒 (エ)北緯35度04分37.7秒東経135度56分38.9秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	中山隆司	守山市杉江町、山賀町、草津市下物町	—
区第5号	守山市山賀町地先 (赤野井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度04分45.0秒東経135度56分41.3秒 (イ)北緯35度04分46.3秒東経135度56分37.7秒 (ウ)北緯35度04分49.3秒東経135度56分39.2秒 (エ)北緯35度04分48.0秒東経135度56分42.8秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	中山隆司	守山市杉江町、山賀町、草津市下物町	—

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区第6号	守山市木浜町地先 (木浜埋立地にある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	近江真珠株式会社	守山市木浜町	—
区第7号	近江八幡市円山町地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分34.2秒東経136度06分30.1秒 (イ)北緯35度09分31.6秒東経136度06分27.8秒 (ウ)北緯35度09分32.5秒東経136度06分26.2秒 (エ)北緯35度09分35.1秒東経136度06分28.5秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	有限会社山本真珠	近江八幡市円山町、安土町下豊浦	—

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区第 8 号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 29.2 秒東経 136 度 06 分 38.3 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 27.1 秒東経 136 度 06 分 41.5 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 24.3 秒東経 136 度 06 分 38.8 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 26.4 秒東経 136 度 06 分 35.6 秒	第 1 種区画漁業権（真珠養殖業）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	株式会社鳥塚	近江八幡市安土町下豊浦	—
区第 9 号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 27.1 秒東経 136 度 06 分 41.5 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 26.1 秒東経 136 度 06 分 43.2 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 23.3 秒東経 136 度 06 分 40.5 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 24.3 秒東経 136 度 06 分 38.8 秒	第 1 種区画漁業権（真珠養殖業）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	西野優	近江八幡市安土町常楽寺	—

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区第10号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 (イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 (ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 (エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 (オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	川端真珠有限公司	近江八幡市安土町下豊浦	—
区第11号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	齋木産業株式会社	近江八幡市安土町下豊浦	—

(2) 簡易垂下式真珠母貝養殖業

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区 第 201号	草津市志 那町地先 (平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第1種区画 漁業権(簡 易垂下式 真珠母貝 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	池蝶真珠 有限公司	草津市志那町	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
区 第 202号	守山市木 浜町地先 (木浜埋 立地にあ る水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	第1種区画 漁業権(簡 易垂下式 真珠母貝 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	近江真珠 株式会社	守山市木浜町	—

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区 第 203号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 (イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 (ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 (エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 (オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	第1種区画 漁業権(簡 易垂下式 真珠母貝 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	川端真珠 有限公司	近江八幡市安土町下 豊浦	—
区 第 204号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	第1種区画 漁業権(簡 易垂下式 真珠母貝 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	齋木産業 株式会社	近江八幡市安土町下 豊浦	—

(3) 小割式魚類養殖業

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区 第 1301号	近江八幡 市沖島町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度11分33.4秒東経136度05分25.4秒 (イ)北緯35度11分34.8秒東経136度05分23.5秒 (ウ)北緯35度11分32.4秒東経136度05分20.8秒 (エ)北緯35度11分31.0秒東経136度05分22.7秒	第1種区画 漁業権(小 割式魚類 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	沖島漁業協 同組合	近江八幡市沖島町	—
区 第 1302号	近江八幡 市沖島町 地先	次のアとイとを結んだ線以北のかまくど湾一円 (ア)北緯35度11分53.3秒東経136度05分14.6秒 (イ)北緯35度11分46.1秒東経136度05分24.0秒	第1種区画 漁業権(小 割式魚類 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	沖島漁業協 同組合	近江八幡市沖島町	—

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	漁業権者	関係地区	条件
区 第 1303号	長浜市西 浅井町菅 浦地先	次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって 囲まれた奥出湾 (ア)北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒 (イ)北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒	第1種区画 漁業権(小 割式魚類 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	西浅井漁業 協同組合	長浜市西浅井町菅 浦、西浅井町大浦	漁場の使用面 積は7,000㎡ 以内とするこ と。
区 第 1304号	長浜市西 浅井町菅 浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 (ア)北緯35度28分15.8秒東経136度07分22.4秒 (イ)北緯35度28分20.5秒東経136度07分24.1秒 (ウ)北緯35度28分19.6秒東経136度07分27.5秒 (エ)北緯35度28分15.0秒東経136度07分25.8秒	第1種区画 漁業権(小 割式魚類 養殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9 月1日から 令和10年 8月31日 まで	西浅井漁業 協同組合	長浜市西浅井町菅 浦、西浅井町大浦	漁場の使用面 積は1,000㎡ 以内とするこ と。